

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和元年10月版）」を一部改定し、令和元年(2019年)10月10日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数
<p style="margin: 0;">I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p style="margin: 0;">第1編 共通編 第1章 総 則</p> <p style="margin: 0;">第1節 総 則</p> <p style="margin: 0;">1-1-1-32 工事中の安全確保</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p style="margin: 0;">2. 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p style="margin: 0;">3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p style="margin: 0;">4. 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p style="margin: 0;">5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p style="margin: 0;">6. 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p style="margin: 0;">7. 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。</p>	<p style="margin: 0;">第1編 共通編 第1章 総 則</p> <p style="margin: 0;">第1節 総 則</p> <p style="margin: 0;">1-1-1-32 工事中の安全確保</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p style="margin: 0;">2. 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p style="margin: 0;">3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p style="margin: 0;">4. 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p style="margin: 0;">5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p style="margin: 0;">6. 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p style="margin: 0;">7. 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。</p>	<p style="margin: 0;">I - 24</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数																																																																																																																																																											
<p>第1編 共通編 第2章 材 料</p> <p>第14節 道路標識及び区画線</p> <p>1-2-14-2 区 画 線</p> <p>1. 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665 (路面標示用塗料)</p> <p>2. ガラスビーズは、JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) の1号の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>3. <u>道路区画線の材料規格及び</u>使用量は、表2-58を標準とする。</p> <p>4. 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。</p> <p style="text-align: center; color: red;">表2-58 道路区画線の材料規格及び使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>型式</th> <th>巾</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規格</th> <th>溶融式塗料規格</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>常温式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>48%</td> <td>37kg</td> <td>JIS K 5665 1種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>67%</td> <td>56kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>20cm</td> <td></td> <td>88%</td> <td>75kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>25cm</td> <td></td> <td>111%</td> <td>93kg</td> <td>JIS K 5665 2種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.0mm</td> <td></td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.2mm</td> <td></td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>20cm</td> <td>1.0mm</td> <td></td> <td>27kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>20cm</td> <td>1.2mm</td> <td></td> <td>27kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央帯ハッチ</td> <td>常温式</td> <td>15cm</td> <td></td> <td>48%</td> <td>37kg</td> <td>JIS K 5665 1種 B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断線</td> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td></td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td>横断歩道を除く</td> </tr> <tr> <td>路面表示</td> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td></td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道</td> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td></td> <td>専用散布材 30kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>含有量15~18%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ペイント及びビーズの使用量は1,000mあたり</p>	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	溶融式塗料規格	摘要		常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B				加熱式	15cm		67%	56kg	JIS K 5665 2種 B				加熱式	20cm		88%	75kg	JIS K 5665 2種 B				加熱式	25cm		111%	93kg	JIS K 5665 2種 B				溶融式	15cm	1.0mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%			溶融式	15cm	1.2mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%			溶融式	20cm	1.0mm		27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%			溶融式	20cm	1.2mm		27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%		中央帯ハッチ	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B			横断線	溶融式	15cm	1.5mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	横断歩道を除く	路面表示	溶融式	15cm	1.5mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%		横断歩道	溶融式	15cm	1.5mm		専用散布材 30kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%		<p>第1編 共通編 第2章 材 料</p> <p>第14節 道路標識及び区画線</p> <p>1-2-14-2 区 画 線</p> <p>1. 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665 (路面標示用塗料)</p> <p>2. ガラスビーズは、JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) の1号の規格に適合したものでなければならない。</p> <p>3. ペイント及びガラスビーズの使用量は、表2-58を標準とする。</p> <p>4. 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-58 ペイント及びガラスビーズの使用量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>使用材料塗布量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加 熱 式</td> <td>実 線</td> <td>(施工幅15cm換算)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>破 線</td> <td>ペイント 67 ℓ /km ビーズ 56kg/km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常 温 式</td> <td>実 線</td> <td>(施工幅15cm換算)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>破 線</td> <td>ペイント 48 ℓ /km ビーズ 37kg/km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溶 融 式</td> <td>実 線</td> <td>(施工幅15cm換算)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>破 線</td> <td>(厚さ1.5mm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゼブラ線</td> <td>ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文字</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>矢 印</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	使用材料塗布量	摘要	加 熱 式	実 線	(施工幅15cm換算)		破 線	ペイント 67 ℓ /km ビーズ 56kg/km	常 温 式	実 線	(施工幅15cm換算)		破 線	ペイント 48 ℓ /km ビーズ 37kg/km	溶 融 式	実 線	(施工幅15cm換算)		破 線	(厚さ1.5mm)		ゼブラ線	ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km			横断線				文字				矢 印			I - 124
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	溶融式塗料規格	摘要																																																																																																																																																					
	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B																																																																																																																																																							
	加熱式	15cm		67%	56kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																																																							
	加熱式	20cm		88%	75kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																																																							
	加熱式	25cm		111%	93kg	JIS K 5665 2種 B																																																																																																																																																							
	溶融式	15cm	1.0mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
	溶融式	15cm	1.2mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
	溶融式	20cm	1.0mm		27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
	溶融式	20cm	1.2mm		27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
中央帯ハッチ	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B																																																																																																																																																							
横断線	溶融式	15cm	1.5mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	横断歩道を除く																																																																																																																																																					
路面表示	溶融式	15cm	1.5mm		20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
横断歩道	溶融式	15cm	1.5mm		専用散布材 30kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%																																																																																																																																																						
区 分	種 別	使用材料塗布量	摘要																																																																																																																																																										
加 熱 式	実 線	(施工幅15cm換算)																																																																																																																																																											
	破 線	ペイント 67 ℓ /km ビーズ 56kg/km																																																																																																																																																											
常 温 式	実 線	(施工幅15cm換算)																																																																																																																																																											
	破 線	ペイント 48 ℓ /km ビーズ 37kg/km																																																																																																																																																											
溶 融 式	実 線	(施工幅15cm換算)																																																																																																																																																											
	破 線	(厚さ1.5mm)																																																																																																																																																											
	ゼブラ線	ペイント 473kg/km ビーズ 20kg/km																																																																																																																																																											
	横断線																																																																																																																																																												
	文字																																																																																																																																																												
	矢 印																																																																																																																																																												

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定

R元. 10版の頁数

第1編 共通編
第3章 一般施工

表3-3 植生工法適応条件表(1/2)

I - 163

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工(土砂系) t = 3 cm
適 用 土 質 ()内は細粒土量(75 μ mふるいを通過するもの)の重量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂 (5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	レキ質土(15%以上50%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	中レキ(5%以上15%未満) 細レキ(5%以上15%未満) 砂レキ(5%以上15%未満) レキ質土(15%以上50%未満) 砂 (5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)
レキ含有量	0%~ <u>80</u> %	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高	-	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	-	3%以上	3%未満	-
土 壤 酸 度 (P H)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	-
吹 付 用 ホ ー ス 延 長	-	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期	施工完了時期が日平均気温 <u>-5</u> ℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで

- 注) 1. 土質分類の細粒土量とは、75 μ mふるいを通過する細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。
 2. レキ含有量のレキとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細レキ、中レキ、粗レキ)をいう。
 3. 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。
 4. 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。
 5. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
 6. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。
 7. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。
 8. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
 9. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

現 行					R元. 10版の頁数
第1編 共通編 第3章 一般施工					
表3-3 植生工法適応条件表(1/2)					I - 163
条 件	植 生 工 法	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工(土砂系) t = 3cm
適 用 土 質	()内は細粒土量(75 μ mふるいを通過するもの)の重量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	レキ質土(15%以上50%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	中レキ(5%以上15%未満) 細レキ(5%以上15%未満) 砂レキ(5%以上15%未満) レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)
レキ含有量		0%~50%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度		10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満
勾 配		1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法 面 垂 直 高		-	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量		-	3%以上	3%未満	-
土 壤 酸 度 (P H)		4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (k c l) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中		1,700以下	1,700以下	1,700以下	-
吹 付 用 ホ ー ス 延 長		-	0~200m	0~120m	0~80m
施 工 適 期		施工完了時期が日平均気温0℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで
注) 1. 土質分類の細粒土量とは、75 μ mふるいを通過する細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。 2. レキ含有量のレキとは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細レキ、中レキ、粗レキ)をいう。 3. 現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 4. 土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 5. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ(平均値)と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 6. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適合することを確認し使用すること。 7. 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。 8. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。 9. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数
<p>第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>	<p>第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>1. 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練りませ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りませ、運搬及び打込みを行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。</p> <p>6. 受注者は、<u>鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。</u> また、受注者は、<u>地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後</u> <u>に打設しなければならない。</u></p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。</p>	<p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>1. 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練りませ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りませ、運搬及び打込みを行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。</p> <p>6. 受注者は、凍結している地盤上にコンクリートを打込んでではない。 また、受注者は、コンクリートを打込む前に鉄筋、型枠等に冰雪が付着しているときは、取り除かななければならない。</p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。</p>	I - 291

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数																																																																																		
<p style="text-align: center;">表5-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 30%;">早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。 3. 「(1) しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 4. 「(2) まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p> <p>表5-6 <u>養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準 (N/mm²)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th colspan="3" style="width: 80%;">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">薄い場合</th> <th style="width: 20%;">普通の場合</th> <th style="width: 30%;">厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>1 5</td> <td>1 2</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 「(1) しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 2. 「(2) まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	1 5	1 2	1 0	(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5	5	5	<p style="text-align: center;">表5-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 30%;">早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>表5-6 激しい気象作用を受けるコンクリートの養生終了時の所用圧縮強度の標準 (N/mm²)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">構造物の露出状態</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">薄い場合</th> <th style="width: 20%;">普通の場合</th> <th style="width: 30%;">厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合</td> <td>1 5</td> <td>1 2</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>(2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	構造物の露出状態	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	(1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合	1 5	1 2	1 0	(2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合	5	5	5	I - 293
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度			養生温度	セメントの種類																																																																																
	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤		混合セメントB種																																																																																
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																																																
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																																																
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																																																
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																																																
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ																																																																																			
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																																																																																	
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	1 5	1 2	1 0																																																																																	
(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5	5	5																																																																																	
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																																																		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																																																																																
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																																																
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																																																
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																																																
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																																																
構造物の露出状態	断面の大きさ																																																																																			
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																																																																																	
(1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合	1 5	1 2	1 0																																																																																	
(2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合	5	5	5																																																																																	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数
<p>第8編 公園緑地編 第3章 施設整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>8-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) (2) 日本下水道協会 下水道施設計画設計指針と解説 (平成21年10月) (3) 日本電気協会 内線規程 (平成28年10月) (4) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) (5) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月) (6) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) (7) インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年3月) (8) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) (9) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) (10) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) (11) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) (12) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) (13) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) (14) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) (15) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) (16) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月) (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (平成29年3月) (18) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) (19) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月) (20) 日本河川協会 防災調節池等技術基準(案) (平成19年9月) (21) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月) (22) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成24年3月) (23) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (平成26年6月) (24) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月) (25) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成31年) (26) 国土技術政策総合研究所 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版) (平成29年9月) (27) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月) 	<p>第8編 公園緑地編 第3章 施設整備</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>8-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) (2) 日本下水道協会 下水道施設計画設計指針と解説 (平成21年10月) (3) 日本電気協会 内線規程 (平成28年10月) (4) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) (5) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月) (6) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) (7) インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年3月) (8) 日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) (9) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) (10) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) (11) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) (12) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月) (13) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) (14) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) (15) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) (16) 日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月) (17) 全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月) (18) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) (19) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月) (20) 日本河川協会 防災調節池等技術基準(案) (平成19年9月) (21) 国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月) (22) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成24年3月) (23) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (平成26年6月) (24) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月) (25) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成31年) (26) 国土技術政策総合研究所 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン (改訂第2版) (平成29年9月) (27) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月) 	<p>I - 955</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 34）									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
(旧) 現 行	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
							厚 さ	-45	-15
							幅	-50	—
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
							厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一般施工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一般舗装工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3">アスファルト舗装工 (下層路盤工)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±40</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-45</td> <td style="text-align: center;">-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一般施工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一般舗装工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3">アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																											
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>																																										
	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—																																										
厚 さ							-45	-15																																											
幅							-50	—																																											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15																																											
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15																																											
測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要																																															
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>		<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		<p>凍上抑制層に適用するのは、幅の規格値とする。</p>																																															
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>																																																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 35）																																												
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2">アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-15</td> <td style="text-align: center;">-5</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4</td> <td rowspan="2">アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-36</td> <td style="text-align: center;">-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5	幅	-50	-	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																				
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5																																			
幅							-50	-																																				
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5																																				
							測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																			
							<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることができる。</p>																																				
							<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>																																					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定																			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値											
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	※面管理の場合は測定値の平均									
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	- 5											
						幅	-50	—											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測 定 基 準</th> <th style="width: 30%;">測 定 箇 所</th> <th style="width: 40%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</td> <td>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることができる。		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることができる。																		
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 36）										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
(旧) 現 行	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	
							<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)
改定

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 37）																																																		
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20px;">編</th> <th rowspan="2" style="width: 20px;">章</th> <th rowspan="2" style="width: 20px;">節</th> <th rowspan="2" style="width: 20px;">条</th> <th rowspan="2" style="width: 20px;">枝番</th> <th rowspan="2" style="width: 100px;">工 種</th> <th rowspan="2" style="width: 100px;">測定項目</th> <th colspan="2" style="width: 100px;">規 格 値</th> </tr> <tr> <th style="width: 50px;">個々の測定値 (X)</th> <th style="width: 50px;">10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">アスファルト舗装工 (表層工)</td> <td style="text-align: center;">厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-7</td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅</td> <td style="text-align: center;">-25</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平 坦 性</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">8</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)</td> <td style="text-align: center;">厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-17</td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平 坦 性</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2	幅	-25	-	平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2	平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																										
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																									
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2																																									
							幅	-25	-																																									
							平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下																																									
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2																																									
							平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下																																									
	測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要																																													
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>		<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>																																																
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>																																																		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定											
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2			
						幅	-25	-			
						平 坦 性	-	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2			
						平 坦 性	-	-	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>
		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 38）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
(旧) 現 行	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							厚 さ	-45	-15		
							幅	-50	—		
(旧) 現 行	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
							厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> <td rowspan="3">コンクリート舗装工 (下層路盤工)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±40</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-45</td> <td style="text-align: center;">-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3">コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																											
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>																																										
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—																																										
厚 さ							-45	-15																																											
幅							-50	—																																											
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15																																											
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15																																											
測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要																																													
<p>基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>			<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>																																																
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>																																																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 39）																																												
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-25</td> <td style="text-align: center;">- 8</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-55</td> <td style="text-align: center;">- 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	- 8	幅	-50	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																				
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	- 8																																			
幅							-50	—																																				
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8																																				
測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要																																								
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。																																										
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。																																												

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	-
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 40）																																												
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-9</td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-25</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-20</td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3	幅	-25	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																				
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3																																			
幅							-25	—																																				
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3																																				
							測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																			
							<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p>																																				
							<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>																																					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定											
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	※面管理の場合は測定値の平均	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ-41）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	—			
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3 mm 以下			
					目地段差	± 2					
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3 mm 以下			
						目地段差	± 2				

(旧) 現 行

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

（新）
改定

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3 mm以下
					目地段差	± 2		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3 mm以下
						目地段差	± 2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 42）																																															
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">編</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">章</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">節</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">条</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">枝番</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">工 種</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">測定項目</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">規 格 値</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">個々の測定値 (X)</th> <th style="width: 15%;">10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">9</td> <td rowspan="3">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±40</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-45</td> <td style="text-align: center;">-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																							
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																						
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—																																						
							厚 さ	-45	-15																																						
							幅	-50	—																																						
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15																																						
							厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15																																						
								測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																					
								<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>																																						
							<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>																																								

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">9</td> <td rowspan="3">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±40</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-45</td> <td style="text-align: center;">-15</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10</td> <td rowspan="3">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)</td> <td>基準高▽</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">±90</td> <td style="text-align: center;">+40 -15</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>										編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																											
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>																																										
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—																																										
厚 さ							-45	-15																																											
幅							-50	—																																											
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15																																											
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15																																											
測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要																																													
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>			<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>																																																
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>																																																			

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 43）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
(旧) 現 行	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	-8	<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上は、1,000 m²に 1 個の割でコアを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>	
						幅	-50	—			
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">11</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-25</td> <td style="text-align: center;">- 8</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">12</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-55</td> <td style="text-align: center;">- 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	- 8	幅	-50	—	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																				
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>																																			
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	- 8																																			
幅							-50	—																																				
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8																																				
測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要																																						
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個 さは、1,000 m²に 1個の割でコアを採取若しくは、掘り起こして測定。 ばならないとともに、10個の測定値の ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することがで 平均値 (X₁₀) について満足しなければ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値 は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法（縁石、地覆等からの下がり 等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。</p>			<p>1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザーキャナーを用い た出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナ ーを用いた出来形管理要領(案)」または 「TS（ノンプリズム方式）を用いた出 来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。</p>																																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 44）								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

(旧) 現 行

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 改定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一般施工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一般舗装工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">13</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-9</td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-25</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 共通編</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 一般施工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 一般舗装工</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">14</td> <td rowspan="2">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td style="text-align: center;">-20</td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3	幅	-25	—	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																					
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均																																				
	1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3																																				
幅							-25	—																																					
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3																																					
							測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																				
							<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>																																				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 45）																																																							
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">編</th> <th rowspan="2">章</th> <th rowspan="2">節</th> <th rowspan="2">条</th> <th rowspan="2">枝番</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規 格 値</th> </tr> <tr> <th>個々の測定値 (X)</th> <th>10個の測定値の平均 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">15</td> <td rowspan="4">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)</td> <td>厚 さ</td> <td style="text-align: center;">-15</td> <td style="text-align: center;">-4.5</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="text-align: center;">-35</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>平 坦 性</td> <td></td> <td style="text-align: center;">転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下</td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">±2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1 共通 編</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3 一 般 施 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">6 一 般 舗 装 工</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">16</td> <td rowspan="4">コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは標高較差</td> <td style="text-align: center;">-32</td> <td style="text-align: center;">-4.5</td> </tr> <tr> <td>平 坦 性</td> <td></td> <td style="text-align: center;">転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下</td> </tr> <tr> <td>目地段差</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">±2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	幅	-35	—	平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下	目地段差	±2		1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下	目地段差	±2				
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																															
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)																																														
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5																																														
							幅	-35	—																																														
							平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下																																														
							目地段差	±2																																															
	1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5																																														
							平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下																																														
							目地段差	±2																																															
測 定 基 準			測 定 箇 所			摘 要																																																	
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>			<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>			<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>																																																	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

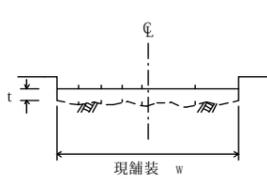
(新)
改定

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) <small>※面管理の場合は測定値の平均</small>
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	—
						平坦性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下
					目地段差	±2		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより (σ)2.4mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線を中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

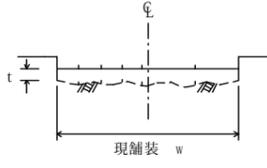
2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 13章 道路修繕 4節 舗装修繕工 オーバーレイ工（Ⅱ - 141）																																																							
(旧) 現 行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">編</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">章</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">節</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">条</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">枝番</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">工 種</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">測定項目</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">規 格 値</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">個々の測定値 (X)</th> <th style="width: 15%;">平均の測定値 (X₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 道 路 編</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">13 道 路 修 繕</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4 舗 装 修 繕 工</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)</td> <td>厚さ t (切削)</td> <td style="text-align: center;">-7</td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> <tr> <td>厚さ t (オーバーレイ)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-9</td> </tr> <tr> <td>幅 w</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-25</td> </tr> <tr> <td>延長 L</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">-100</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td></td> <td style="font-size: small;">3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 道 路 編</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">13 道 路 修 繕</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4 舗 装 修 繕 工</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">オーバーレイ工 (面管理の場合)</td> <td>厚さあるいは標高較差</td> <td style="text-align: center;">-20</td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td></td> <td style="font-size: small;">3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)	5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さ t (オーバーレイ)	-9		幅 w	-25		延長 L	-100		平坦性		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	平坦性		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値																																															
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)																																														
	5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2																																														
							厚さ t (オーバーレイ)	-9																																															
							幅 w	-25																																															
							延長 L	-100																																															
							平坦性		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																																														
	5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3																																														
							平坦性		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																																														
<p>測定基準</p> <p>厚さは40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、幅は80m(測点間隔25mの場合は100m)につき1ヶ所。 厚さは40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長40m未満(測点間隔25mの場合は50m未満)の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>							<p>測定箇所</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">現舗装 w</p>		<p>摘要</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>																																														
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>																																																							

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

		第5編 道路編 13章 道路修繕 4節 舗装修繕工 オーバーレイ工（Ⅱ - 141）						規 格 値	
		編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 (X)
(新) 改 定	5	13	4	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2
							厚さ t (オーバーレイ)	-9	
							幅 w	-25	
							延長 L	-100	
							平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	
	5	13	4	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
							平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25mの場合は 100m) につき 1ヶ所。 厚さは 40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m未満 (測点間隔 25mの場合は 50m未満) の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

改 定

現 行

頁

II 土木施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

(R元.10版の頁数)

II-196

20 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。											
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。											
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% ≤ 75 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土：(50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回とする。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。										
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% ≤ 75 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土：(50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 RIによる土の密度試験」等による。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満														
測定点数	5	10	15														
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。											

20 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。											
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。											
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。											
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。											
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53 mm: JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% ≤ 75 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土：(50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回とする。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。										
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25% ≤ 75 μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 Va が Va ≤ 15% 【粘性土：(50% ≤ 75 μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95% または 空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 RIによる土の密度試験」等による。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満														
測定点数	5	10	15														

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

改 定

現 行

頁

Ⅱ 土木施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

(R元.10版の頁数)

Ⅱ - 197											
20 河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。					
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。					
			球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する				
			衝撃加速度試験	付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする。	設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			
21 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。					
			施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m3に1回とする。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		
						最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25% ≤ Va < 50% の場合 Va ≤ 15% ・粘性土 2% < Va ≤ 10% 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		
						または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理による。					
また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
その他	球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する						
			衝撃加速度試験	付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする。	設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			
			設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・改良材等により改良した材料。						
20 河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。					
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。					
			球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する				
			衝撃加速度試験	付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする。	設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			
21 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。					
			施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m3に1回とする。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		
						最大粒径 > 53mm 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25% ≤ Va < 50% の場合 Va ≤ 15% ・粘性土 2% < Va ≤ 10% 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		
						または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理による。					
また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及び場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
その他	球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する						
			衝撃加速度試験	付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする。	設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			
			設計図書による。	築堤は、1,000m3につき1箇所の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3に1回とする。	・改良材等により改良した材料。						

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

改 定

現 行

頁

II 土木施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

(R元.10版の頁数)

II-199

22	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土)	<p>■【砂質土】■ 【路体】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> <td>2000以上</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。</p>	面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	2000以上	測定点数	5	10	15	15	22	道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土)	<p>■【砂質土】■ 【路体】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 【路床】: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積(m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> <td>2000以上</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。</p>	面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	2000以上	測定点数	5	10	15	15
面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	2000以上																													
測定点数	5	10	15	15																													
面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	2000以上																													
測定点数	5	10	15	15																													
				<p>また、Ri計器を用いた盛土の締固め管理による。</p>					<p>また、Ri計器を用いた盛土の締固め管理による。</p>																								
				<p>また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>																												
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。																				
	その他			平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。			平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																				
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。																				
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。																				
				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪いとき。			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪いとき。																				
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ハンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ハンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。																				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	R元. 10版の頁数
<p>II 土木工事施工管理基準</p> <p>9 写真管理基準</p>	<p>9 写真管理基準</p>	
<p>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p><u>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u></p> <p><u>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u></p>	<p>9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)(平成30年3月)(国土交通省)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>II - 349</p>